

市立札幌病院 治験に係わる業務手順書

市立札幌病院 治験に係わる業務手順書

治験の原則

治験は、次に掲げる原則に則って実施されなければならない。

- 1 治験は、ヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則及びG C Pを厳守して行わなければならない。
（G C P:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）、平成9年厚生省令第28号(医薬品GCP省令)、平成17年厚生労働省令第36号（医療機器G C P省令）、平成 26 年厚生労働省令第 89 号（再生医療等製品G C P省令）およびその他関係通知）
- 2 治験を開始する前に、個々の被験者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合限り、治験を開始し継続すべきである。
- 3 被験者の人権、安全及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。
- 4 治験薬、治験機器及び治験製品（以下「治験薬等」という。）に関して、その治験の実施を支持するのに十分な非臨床試験及び臨床試験に関する情報が得られていなければならない。
- 5 治験は科学的に妥当でなければならず、治験実施計画書にその内容が明確かつ詳細に記載されていなければならない。
- 6 治験は、臨床研究審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して実施しなければならない。
- 7 被験者に対する医療及び被験者のためになされる医療上の決定に関する責任は、医師又は歯科医師が常に負うべきである。
- 8 治験の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たしていなければならない。
- 9 全ての被験者から、治験に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得なければならない。
- 10 治験に関する全ての情報は、正確な報告、解釈及び検証が可能なように記録し、取扱い、及び保存しなければならない。
- 11 被験者の身元を明らかにする可能性のある記録は、被験者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護しなければならない。
- 12 治験薬等の製造、取扱い、保管及び管理は、製造管理及び品質管理に関する基準（G M P）に準拠して行うものとする。治験薬等は臨床研究審査委員会が事前に承認した治験実施計画書を遵守して使用するものとする。
- 13 治験のあらゆる局面の質を保証するための手順を示したシステムが、運用されなければならない。
- 14 治験に関連して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償されなければならない。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課することがないようにしなければならない。

第1章 目的と適用範囲

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は治験の原則、GCP省令等（平成9年厚生省令第28号「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（医薬品GCP省令）」（平成9年3月27日）、平成17年厚生労働省令第36号「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（医療機器GCP省令）」（平成17年3月23日）、平成26年厚生労働省令第89号「再生医療等製品の臨床試験の実施基準に関する省令（再生医療等製品GCP省令）」（平成26年7月30日）、これらの省令の一部を改正する省令及びこれらに関連する通知等）に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。
- 2 本手順書は、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
 - 3 医薬品の再審査申請、再評価申請等の際提出すべき資料の収集のための製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。
 - 4 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用機器」、「被験薬」とあるのを「被験機器」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - 5 再生医療等製品の治験を行う場合には、本手順書において「医薬品」とあるのを「再生医療等製品」、「治験使用薬」とあるのを「治験使用製品」、「被験薬」とあるのを「被験製品」、「有害事象」とあるのを「有害事象及び不具合」とそれぞれ読み替えるものとする。

第2章 病院長の業務

(治験委託の申請等)

- 第2条 病院長は、事前に治験責任医師より提出された治験分担医師・治験協力者リストに基づき、治験関連の重要な業務の一部を分担させる者の了承を行う。病院長が了承した治験分担医師・治験協力者リストは、治験責任医師および治験依頼者に提出する。
- 2 病院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者及び治験責任医師に治験依頼書とともに治験責任医師の履歴書、治験実施計画書・治験審査資料（別紙に定める）等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

(治験実施の了承等)

- 第3条 病院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書、治験責任医師の履歴書及び治験実施計画書等の審査の対象となる文書を臨床研究審査委員会に提出し、治験の実施について臨床研究審査委員会の意見を求めるものとする。
- 2 病院長は、臨床研究審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、症例報告書、同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
 - 3 病院長は、臨床研究審査委員会が、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書及び該当する資料を提出させるものとする。また、治験実施計画書等修正報告書と該

当する資料を臨床研究審査委員会に提出し、臨床研究審査委員会は修正事項の確認を行う。

- 4 病院長は、臨床研究審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。病院長は、治験の実施を了承できない旨の病院長の決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 5 病院長は、治験依頼者から臨床研究審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

(治験実施の契約等)

第4条 病院長が、臨床研究審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者は病院事業管理者と受託研究契約書により契約を締結し、双方が記名又は署名し、捺印と日付を付すものとする。

- 2 治験責任医師は、契約内容の確認のため、別に定める書面（契約書締結起案）に捺印するものとする。
- 3 臨床研究審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第3項の治験実施計画書等修正報告書により臨床研究審査委員長が修正したことを確認した後に、受託研究契約書により契約を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。
- 4 受託研究契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて変更契約書を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。
- 5 治験施設支援機関（SMO）等に業務の委託を行わない場合等は、受託研究契約書の該当する条項を削除する等の適切な対応をとること。

(治験の継続)

第5条 病院長は、実施中の治験において少なくとも年1回、治験責任医師に治験実施状況報告書を提出させ、治験審査依頼書及び治験実施状況報告書を臨床研究審査委員会に提出し、治験の継続について臨床研究審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、臨床研究審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第3条第3項に準じるものとする。
- 3 病院長は、臨床研究審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、臨床研究審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 4 病院長は、治験依頼者から臨床研究審査委員会の継続審査等の結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の開示を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

(治験実施計画書の変更)

第6条 病院長は、治験期間中、臨床研究審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、それらの当該文書のすべてを速やかに

提出させるものとする。

- 2 病院長は、治験責任医師及び治験依頼者より治験に関する変更申請があった場合には、治験の継続の可否について、臨床研究審査委員会の意見を求め、病院長の指示、決定を、治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験実施計画書からの逸脱）

第7条 病院長は、治験責任医師より緊急の危険を回避するため、その他臨床上やむを得ない理由により治験実施計画書からの逸脱の報告書があった場合は、臨床研究審査委員会の意見を求め、病院長の指示、決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

- 2 病院長は前項に定める通知をした場合に、治験依頼者より緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書を入手し、治験責任医師に提出するものとする。

（重篤な有害事象の発生）

第8条 病院長は、治験責任医師より重篤な有害事象に関する報告書があった場合は、治験責任医師が判定した治験薬との因果関係並びに予測性を特定する。また、重篤で予測できない副作用の場合には、治験の継続の可否について、臨床研究審査委員会の意見を求め、病院長の指示、決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（安全性に関する情報の入手）

第9条 病院長は、治験依頼者より安全性情報等に関する報告書を入手した場合は、治験の継続の可否について臨床研究審査委員会の意見を求め、病院長の指示、決定を治験審査結果通知書により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験の中止、中断及び終了）

第10条 病院長は、治験依頼者が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を開発の中止等に関する報告書で通知してきた場合は、治験責任医師及び臨床研究審査委員会に対し、速やかにその旨を文書により通知するものとする。

- 2 病院長は、治験責任医師が治験を中止又は中断し、その旨を報告してきた場合は、速やかに治験依頼者及び臨床研究審査委員会に治験終了（中止・中断）報告書を提出し、通知するものとする。
- 3 病院長は、治験責任医師が治験の終了を報告してきた場合には、治験依頼者及び臨床研究審査委員会に対し、速やかに治験終了（中止・中断）報告書を提出し、通知するものとする。

（モニタリング・監査並びに調査等の受入れ）

第11条 病院長は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに臨床研究審査委員会及び国内外の規制当局による調査等を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、臨床研究審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

- 2 モニタリング及び監査にあたっては、直接閲覧実施者が治験事務局に届出を行う。
- 3 治験事務局は、届出事項の担当者がモニタリングあるいは監査を終了した後、直接閲覧実施者よりモニタリング・監査等結果報告をうける。

第3章 臨床研究審査委員会

(臨床研究審査委員会及び臨床研究審査委員会事務局の設置)

第12条 病院長は、治験を行うことの適否その他の治験に関する調査審議を行わせるため、臨床研究審査委員会を設置する。

- 2 病院長は、臨床研究審査委員会の委員を指名し、臨床研究審査委員会と協議の上、臨床研究審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する業務手順書を定めるものとする。
- 3 病院長は、自らが設置した臨床研究審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。
- 4 病院長は、臨床研究審査委員会の業務の円滑化を図るため、臨床研究審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、臨床研究審査委員会事務局を設置するものとする。

第4章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

第13条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

- 1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。ただし、診療科部長もしくは副部長が行うものとする。ただし、診療科部長及び副部長に該当する者がいない場合は、診療科の長に相当する者が行うことができる。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書及び病院長から求めがあった場合には治験分担医師の履歴書を、病院長及び治験依頼者に提出するものとする。
- 2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験使用薬（被験薬を除く）の適切な使用法に十分精通していなければならない。
- 3) 治験責任医師は、薬機法並びにGCPを熟知し、これを遵守しなければならない。
- 4) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに臨床研究審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、臨床研究審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。
- 5) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができないなければならない。
- 6) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。
- 7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できないなければならない。
- 8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者のリストを作成し、予め病院長に提出し、その了承を受けなければならない。治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

(治験責任医師の責務)

第14条 治験責任医師は次の事項を行う。

- 1) 治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定にあたっては、人権保護の観点並びに治験の目的に応じ、健康状態、症状、

- 年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- 2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として被験者とししないこと。
 - 3) 社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
 - 4) 治験実施計画書及び症例報告書について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書及び症例報告書が改訂される場合も同様である。
 - 5) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる同意文書及びその他の説明文書を作成する。
 - 6) 治験実施前及び治験期間を通じて、臨床研究審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに病院長に提出すること。
 - 7) 治験依頼の申し出があった場合、治験依頼者との合意を行った後、病院長に治験実施の申請をすること。
 - 8) 臨床研究審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知された後に、その指示、決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、臨床研究審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知された場合には、その指示、決定に従うこと。
 - 9) 治験責任医師は、臨床研究審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知される前に、被験者を治験に参加させてはならない。
 - 10) 本手順書第17条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
 - 11) 治験使用薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用する。
 - 12) 治験使用薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
 - 13) 実施中の治験において少なくとも年1回、病院長に治験実施状況報告書を提出すること。
 - 14) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者及び病院長に速やかに変更申請書を提出するとともに、変更の可否について病院長の指示を受けること。
 - 15) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、重篤で予測できない副作用を特定した上で速やかに病院長及び治験依頼者に重篤な有害事象に関する報告書で報告するとともに、治験の継続の可否について病院長の指示を受けること。
 - 16) 治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名捺印又は署名し、治験依頼者に提出すること。また治験分担医師が作成した症例報告書については、それらが治験依頼者に提出される前にその内容を点検し、問題がないことを確認した上で記名捺印又は署名するものとする。
 - 17) 治験終了後、速やかに病院長に治験終了（中止・中断）報告書を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。
 - 18) 治験責任医師は安全性情報等に関する報告書を入手した場合は、治験の継続の可否について病院長の指示を受けるものとする。

（被験者の同意の取得）

第15条 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して同意文書及びその他の説明文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書により得るものとする。

- 2 同意文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名捺印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名捺印又は署名し、日付を記入するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名捺印又は署名と日付が記入された同意文書の写及びその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、同意文書及びその他の説明文書が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って記名捺印又は署名と日付を記入した同意文書の写及び改訂されたその他の説明文書を被験者に渡さなければならない。
- 4 治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者は、治験への参加又は治験への参加の継続に関し、被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
- 5 同意文書及びその他の説明文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には、被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、医療機関、治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれていてはならない。
- 6 口頭及び文書による説明並びに同意文書には、被験者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。
- 7 治験責任医師又は治験分担医師は、同意を得る前に、被験者が質問をする機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際、当該治験責任医師、治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は、全ての質問に対して被験者が満足するよう答えなければならない。
- 8 被験者の同意に影響し得る安全性等に関する情報が得られた場合には、治験責任医師は、速やかに当該情報に基づき同意文書及びその他の説明文書を改訂し、予め臨床研究審査委員会の承認を得なければならない。また、治験責任医師又は治験分担医師は、すでに治験に参加している被験者に対しても、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて、被験者の意思を確認するとともに、改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて改めて説明し、治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。
- 9 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、治験責任医師又は治験分担医師は、当該情報を速やかに被験者に伝え、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合、当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。
- 10 被験者の同意取得が困難な場合、非治療的治験を実施する場合、緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が同意文書等を読めない場合については、G C Pを遵守する。

(被験者に対する医療)

第16条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

- 2 病院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。

- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

(治験実施計画書からの逸脱等)

第17条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び臨床研究審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項（例えば、電話番号の変更）のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為を全て記録しなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び臨床研究審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合には、その案を可能な限り早急に治験依頼者並びに病院長及び病院長を経由して臨床研究審査委員会に提出してその承認を得るとともに、病院長の下承及び病院長を経由して治験依頼者の合意を文書で得なければならない。

第5章 治験使用薬の管理

(治験使用薬の管理)

第18条 治験使用薬の管理責任は、病院長が負うものとする。

- 2 病院長は、治験使用薬を保管、管理させるため薬剤部長又は課長を治験薬管理者とし、病院内で実施される治験の治験使用薬を管理させるものとする。なお、治験薬管理者は必要に応じて治験薬管理補助者を指名し、治験使用薬の保管、管理を行わせることができる。ただし、薬剤部長又は課長が管理することが適当でない治験使用薬については、治験責任医師を治験薬管理者とすることができる。
- 3 2項の薬剤部長又は課長が管理することが適当でない治験使用薬とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 1) 医薬品のうち体外診断用医薬品及び放射性医薬品
 - 2) その他薬剤部長又は課長が治験責任医師が管理することが適当であると認めたもの
- 4 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験使用薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、またGCPを遵守して適正に治験使用薬を保管、管理する。
- 5 治験薬管理者は次の業務を行う。
 - 1) 治験使用薬を受領し、治験使用薬受領書を発行する。
 - 2) 治験使用薬の保管、管理及び払い出しを行う。
 - 3) 治験使用薬管理表及び治験使用薬出納表を作成し、治験使用薬の使用状況及び治験進捗状況を把握する。

- 4) 被験者からの未服用治験使用薬の返却記録を作成する。
 - 5) 未使用治験使用薬（被験者からの未服用返却治験使用薬、使用期限切れ治験使用薬、欠陥品を含む）を治験依頼者に返却し、未使用治験使用薬返却書を発行する。
 - 6) その他、第4項の治験依頼者が作成した手順書に従う。
- 6 治験薬管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験使用薬が被験者に投与されていることを確認する。

第6章 治験事務局

（治験事務局の設置及び業務）

第19条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指定し、治験事務局を設けるものとする。なお、治験事務局は臨床研究審査委員会事務局を兼ねるものとする。

- 2 治験事務局は、薬剤部及び経営企画課で構成する。治験事務局長を薬剤課長とする。
- 3 治験事務局は、病院長の指示により、次の業務を行うものとする。
 - 1) 臨床研究審査委員会の委員の指名に関する業務（委員名簿の作成を含む）
 - 2) 治験依頼者に対する必要書類の交付と治験依頼手続きの説明
 - 3) 治験依頼書及び臨床研究審査委員会が審査の対象とする審査資料の受付
 - 4) 治験審査結果通知書に基づく病院長の治験に関する指示・決定通知書の作成と治験依頼者及び治験責任医師への通知書の交付（臨床研究審査委員会の審査結果を確認するために必要とする文書の治験依頼者への交付を含む）
 - 5) 治験契約に係わる手続き等の業務
 - 6) 治験終了（中止・中断）報告書の受領及び交付
 - 7) 記録の保存
 - 8) 治験の実施に必要な手続きの作成
 - 9) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第7章 業務の委託

（治験業務の委託）

第20条 病院長は、治験に係る事務を行わせるため、治験施設支援機関（SMO）に治験業務支援を要請できるものとする。病院事業管理者は、治験の実施の準備及び管理に係る業務又は治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、文書により当該業務を受託する者との契約を締結し、双方が記名又は署名し、捺印と日付を付するものとする。

- 2 契約書に定める内容は以下のものとする。
 - 1) 当該委託に係る業務の範囲
 - 2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項
 - 3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを治験責任医師又は医療機関が確認することができる旨
 - 4) 当該受託者に対する指示に関する事項
 - 5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを治験責任医師又は医療機関が確認することができる旨
 - 6) 当該受託者が治験責任医師又は医療機関に対して行う報告に関する事項
 - 7) 治験の実施の準備及び管理に係る業務を委託する場合には当該委託する業務に係る被験者に対する補償措置に関する事項
 - 8) 当該受託者が、受託した業務を他者に再委託することを原則として禁止する旨
 - 9) その他当該委託に係る業務について必要な事項

(治験審査の委託)

第21条 病院長は、治験の調査審議を行わせるため、臨床研究審査委員会以外に適切な外部の治験審査委員会を選択し、審議等を依頼することができるものとする。

- 2 病院長は、外部の治験審査委員会へ審議等を依頼する場合、以下の最新の資料を入手し、確認するものとする。
 - 1) 治験審査委員会標準業務手順書
 - 2) 治験審査委員会名簿及び会議の記録の概要
 - 3) その他必要な事項
- 3 病院長は、外部の治験審査委員会へ審議等を依頼するにあたり、以下の事項について確認するものとする。
 - 1) 定款その他これに準ずるものにおいて、治験審査委員会を設置する旨の定めがあること
 - 2) その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ）のうち医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者が含まれていること
 - 3) その役員に占める次に掲げる者の割合が、それぞれ3分の1以下であること
 - 1 特定の医療機関の職員その他の当該医療機関と密接な関係を有する者
 - 2 特定の法人の役員又は職員その他の当該法人と密接な関係を有する者
 - 4) 治験審査委員会の設置及び運営に関する業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎を有していること
 - 5) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類をその事務所に備えて置き、一般の閲覧に供していること
 - 6) その他治験審査委員会の業務の公正かつ適正な遂行を損なうおそれがないこと
- 4 病院事業管理者は、外部の治験審査委員会へ審議等を依頼する場合には、文書により当該治験審査委員会の設置者と契約を締結し、双方が記名又は署名し、捺印と日付を付するものとする。
- 5 契約書に定める内容を以下のものとする。
 - 1) 当該契約を締結した年月日
 - 2) 医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
 - 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
 - 4) 当該治験審査委員会が意見を述べるべき期限
 - 5) 被験者の秘密の保全に関する事項
 - 6) その他必要な事項
- 6 病院長は、外部の治験審査委員会の求めに応じて関連する資料等を提出する。なお、治験の実施に関する事務及び支援については本手順書第19条の治験事務局が行うものとする。
- 7 病院長は、審議等を依頼した治験について外部の治験審査委員会より治験概要等の説明を依頼された場合は、当該治験の治験責任医師又は治験分担医師に行わせるものとする。

第22条 病院長は、臨床研究審査委員会又は本手順書第21条の外部の治験審査委員会の意見を聴くにあたり、治験を行うことの適否の判断の前提となる特定の専門的事項を審議等させる必要があると認める場合は、当該治験審査委員会の承諾を得て、当該専門的事項について専門の治験審査委員会に意見を聴くことができる。

- 2 病院事業管理者は、専門の治験審査委員会に意見を聴く場合には、文書による当該治験審査委員会の設置者と契約を締結し、双方が記名又は署名し、捺印と日付を付するものとする。
 - 1) 当該契約を締結した年月日
 - 2) 医療機関及び当該治験審査委員会の設置者の名称及び所在地
 - 3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
 - 4) 当該専門の治験審査委員会が調査審議を行う特定の専門的事項の範囲及び意見を述べるべき期限
 - 5) 被験者の秘密の保全に関する事項
 - 6) その他必要な事項
- 3 病院長は、本条第1項の規定により意見を聴いた専門の治験審査委員会が意見を述べた時は、速やかに臨床研究審査委員会又は本手順書第21条の外部の治験審査委員会に報告しなければならない。

第8章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第23条 病院長は、医療機関において保存すべき必須文書の保存責任者を指名するものとする。

- 2 記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。
 - 1) 診療録・検査データ・同意文書等 : 治験責任医師
 - 2) 治験受託申請に関する文書等 : 薬剤部長
 - 3) 治験受託契約の締結に関する文書等 : 経営企画課長
 - 4) 治験使用薬に関する記録（治験使用薬管理表、治験使用薬出納表等） : 治験薬管理者（薬剤部長又は課長）
- 3 病院長又は記録の保存責任者は、医療機関において保存すべき必須文書が本手順書第24条1項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように、また、求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第24条 病院長は、医療機関において保存すべき必須文書を、1) 又は2) の日のうち後の日までの間保存するものとする。なお、製造販売後臨床試験の場合は3) の日まで保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。

- 1) 当該被験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日から3年が経過した日）
 - 2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
 - 3) 製造販売後臨床試験の場合は、当該被験薬の再審査又は再評価の終了後5年が経過した日
- 2 病院長は、治験依頼者より前項にいう承認取得あるいは開発中止の連絡あるいは再審査又は再評価終了の連絡を受けるものとする。

第9章 利益相反に関する管理

第25条 治験責任医師は治験実施計画書に規定のある場合はこれに従い、研究者の利益相反に関する申告書を病院長に提出する。臨床研究審査委員会は提出された申告書に基づき、適正な試験実施の可否を審議する。申告書は少なくとも年1回、実施状況報告とともに提出する。

附則

この業務手順書は、令和8年9月1日より施行する。

(平成10年4月1日)

(平成11年4月1日改正)

(平成12年2月9日改正)

(平成16年9月17日改正)

(平成17年5月23日改正)

(平成18年3月27日改正)

(平成18年4月25日改正)

(平成21年3月24日改正)

(平成23年5月30日改正)

(平成24年6月22日改正)

(平成25年6月1日改正)

(平成28年4月11日改正)

(平成29年6月1日改正)

(平成30年12月1日改正)

(令和8年9月1日改正)